

「法により申告していない事業者の集中に対する調査処理に関する

暫定弁法（草案）」についての意見募集

独占禁止法執行における透明性を高め、申告基準に達しているが法により申告していない疑いのある事業者の集中を調査処理するため、商務部は「法により申告していない事業者の集中に対する調査処理に関する暫定弁法（草案）」の作成を組織した。各分野の意見を十分に聴取し、その実行可能性及び運用可能性を保証するため、作成した「弁法」についてインターネット上で意見募集を行う。当該「弁法」について社会の各界からの修正提案及び意見提出を歓迎する。

意見・フィード・バックの締め切りは2009年2月16日とする。

FAX：010-65198998、85093144

Eメール：fldj@mofcom.gov.cn

連絡先：北京市東長安街2号商務部独占禁止局監察法執行処（100731）

（注：「弁法（草案）」の各条文の見出しは提示目的に過ぎず、各条文の解釈に影響を及ぼさない。）

法により申告していない事業者の集中に対する

調査処理に関する暫定弁法

（草案）

第1条 「立法の目的」

申告基準に達しているが法により申告していない疑いのある事業者の集中を調査処理するため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下、「独占禁止法」という）及び「事業者の集中についての申告基準に関する国务院の規定」（以下、「規定」という）の関連

規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 「申告基準」

本弁法における申告基準は「規定」第3条に規定される申告基準をいう。

第3条 「調査の開始」

中華人民共和国商務部（以下、「商務部」という）は通報、マスコミの情報、関連する部門の意見等合法的なルートから入手した情報に基づき、申告基準に達しているが法により申告していない疑いのある事業者の集中に対して調査を行うことができる。

通報が書面形式によるものでかつ関連する事実及び証拠を提供する場合、商務部は必要な調査を行わなければならない。

第4条 「調査措置」

商務部は調査において、「独占禁止法」第39条に規定される措置を講じることができる。

第5条 「調査完了後の処理方法」

事業者の集中が申告基準に達しているが法により申告しておらず、かつ集中を実施していない場合、商務部は調査対象の事業者に直ちに申告を行うよう要求し、かつ事業者の集中が競争を排除、制限する効果を有し、又は有する恐れがあるか否かについて審査を行うことができる。

申告基準に達しているが法により申告せず、かつ既に集中を実施している事業者については、商務部は事業者の集中が競争を排除、制限する効果を有し、又は有する恐れがあるか否かについて調査を行った上で、「独占禁止法」第48条の関連規定に従って処罰を科し、かつ処理決定を社会に公表することができる。調査対象の事業者は商務部の調査に協力しなければならない。

第6条 「申告及び審査手続」

本弁法第5条に従って行われる申告及び審査は、「事業者の集中の申告についての暫定弁法」及び「事業者の集中についての独占禁止審査の暫定弁法」に従って執行する。

第7条 「協力しない事業者に対する処罰」

商務部が法により実施する調査に対して、調査対象の事業者が関連する資料、情報の提供を拒否し、若しくは要求通りに提供せず、又は虚偽の情報を提供し、又は証拠を隠匿、廃棄、移転し、又は拒否、妨害等調査に協力しないその他の行為がある場合、商務部は「独占禁止法」第52条の規定に従って処罰を与えるほか、入手できる最も有力な証拠に基づき事業者の集中が申告基準に達しているか否かを判定することができる。

第8条 「調査対象者の権利」

調査対象の事業者、利害関係者は意見を陳述する権利を有する。商務部は調査対象の事業者、利害関係者が提出した事実、理由及び証拠に対して検証を行わなければならない。

第9条 「送達」

調査を受ける事業者に送達しなければならない書面文書については、その送達方式は「中華人民共和國民事訴訟法」の関連規定を参照の上執行する。

商務部は公示送達の形式で送達する場合、商務部の公式ホームページにおいて送達しなければならない文書を公開しなければならない。公示送達は公示の発送日から2週間を経過したときに、送達されたものとみなされる。外国に送達する必要がある公示送達については、公示の日から6週間を経過したときに、送達されたものとみなされる。

台湾、香港、マカオ地区の送達を受取人への公示送達は、前項の外国への公示送達の規定を準用する。

第10条 「執行部門」

本弁法の具体的な実施については商務部独占禁止局が責任を負う。

第11条 「秘密保持義務」

商務部は調査の過程において知り得た営業秘密を保持しなければならない。但し、法律法規の規定に基づき開示しなければならない場合、又は営業秘密の権利者より事前の同意を得た場合を除く。

第12条 「解釈権」

本弁法は商務部が解釈に責任を負う。

第13条 「発効日」

本弁法は____年____月____日より施行する。